

清流の国ぎふ芸術祭「アート体験プログラムーアートラボぎふー」
令和7（2025）年度 運営委託業務仕様書

1 委託業務名

清流の国ぎふ芸術祭「アート体験プログラムーアートラボぎふー」令和7（2025）年度
運営委託業務

2 委託業務期間

契約の日 ～ 令和8年3月16日

3 業務目的

本業務は、多くの県民が美術に親しむきっかけとなり、創造力・鑑賞力の向上に寄与することを目的に開催する県民参加型の各種ワークショップ等（以下「アート体験プログラム」という。）の実施に係る運営を行う。

4 業務内容

(1) 基本的条件

アート体験プログラムの開催全般について、公益財団法人岐阜県教育文化財団（以下「財団」という。）が指定するダイレクター（以下、「ダイレクター」という。）の指示のもとに計画の作成、運営に必要な調整、集客、広報、運営、記録等事業実施に関わる一切の業務を円滑に実施すること。

(2) アート体験プログラムの開催内容

下記①～⑦の体験プログラムを、以下のとおり実施すること。

① 日本画実技講座

講師：3名を想定（うち2名は助手）

会場：未定

内容：未定

② 工芸部門実技講座、自由表現部門実技講座

講師：3名を想定（うち2名は助手）

会場：未定

内容：未定

③ 工芸部門実技講座、自由表現部門実技講座

講師：3名を想定（うち2名は助手）

会場：未定

内容：未定

④ 彫刻実技講座（2回シリーズを想定）

講師：3名を想定（うち2名は助手）

会場：未定

内容：未定

⑤ 写実実技講座（2回シリーズ）

講師：1名

会場：未定

内容：写真による文通を通して想いを伝える写真の撮り方を学ぶ

1回目（2日間）は講師による参加者ポートレート撮影（10名×2日）、参加者は講師撮影の補助業務を行い撮影技術を学ぶ。

2回目は、文通した結果について、講師から講評。参加者は文通した写真をアルバム制作する。

2回目開催にあわせ、会場にて講師撮影ポートレート他作品の展示を予定している。

⑥ 篆刻実技講座（初級編、中・上級編 の2回）

講師：3名を想定（うち2名は助手）

会場：未定

内容：初級 篆刻の歴史と、篆刻制作実技講座

中・上級 篆刻制作実技講座（展示会への応募に向けて）

⑦ アートのお悩み相談会&作品講評会

講師：4名を想定（うち3名はゲスト講師として）

会場：未定

内容：創作活動や鑑賞・プロデュースなどアートに関わる人のお悩みに講師が回答、併せて制作作品に対するアドバイスも行う。

【留意事項】

- ・開催期間 令和7年6月～令和8年1月31日までとすること。ただし、やむを得ない事情がある場合は契約期間終了15日前までの間とする。
- ・開催時期 極力平準化して行うこと。
- ・開催場所 極力県内5圏域（岐阜、西濃、中濃、東濃、飛騨）で開催すること。

(3) アート体験プログラム開催業務

区 分	内 容
① 企画構成業務	<ul style="list-style-type: none"> ・アート体験プログラム開催の企画・構成 <ul style="list-style-type: none"> ・受託者による提案を参考として、ダイレクター及び財団・岐阜県との協議の上決定するものとする。 ・各種調査（想定される概算費用の見積、必要な人材・機材調達の可否等） ・講師・関係機関との調整
② 開催準備	<ul style="list-style-type: none"> ・会場確保、講師・アシスタント手配、必要材料等の手配、映像作品借用に係る手続き等 <ul style="list-style-type: none"> ・会場は原則公共施設とし、必要最小限の日程で準備すること。（施設使用料等は受託者の負担とする。） ・開催に必要な材料等を必要数手配すること。 ・映像作品を上映する場合は、借用に係る必要な手続きを行い、借用料、著作権使用料等が生じる場合は、受託者の負担とする。
③ 講師・アシスタント管理	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬・費用弁償（旅費・宿泊費）等の支払、講師の送迎、機材等の輸送手配、昼食の手配等 <ul style="list-style-type: none"> ・講師等は原則としてダイレクター及び財団が決定し、講師依頼等は受託者が行う。なお、謝金・費用弁償（旅費・宿泊料）当は受託者負担とする。 ・必要に応じて講師の送迎手配（公共交通機関の切符、タクシー、駐車場等の手配）、機材等の輸送手配、宿泊の手配、昼食の手配等を行うこと。 ・講師等の案内については、原則受託者において必要なスタッフを配置し、接遇・会場誘導等アテンドを行うこと。
④ 参加者管理	<ul style="list-style-type: none"> ・申込状況報告等（原則毎週月曜日15時までにメールにて報告） ・参加者保険加入の手続き（支払い含む）、参加者名簿の作成、参加者への連絡、アンケートの実施、写真撮影許可の確認、参加費徴収、会場までの案内提供等 <ul style="list-style-type: none"> ・参加者名簿を作成し、委託者へその都度提出すること。個人情報の取扱いについては「公益財団法人岐阜県教育文化財団個人情報保護規程」に基づき厳密に取り扱うこと。 ・参加者に係る保険加入の手続きを行い、保険料は受託者が負担すること。 ・プログラム作成時に定めた参加料を徴収し、財団からの請求に基づき財団へ納めること。 ・アート体験プログラム開催中止の場合等、参加申込者への連絡を行うこと。 ・参加者へアート体験プログラムに関するアンケートを実施し、PDFファイルにて参加者報告にあわせ提出すること。（アンケート内容は、各体験プログラム開催2週間前までに財団と調整すること。アンケートの集計は財団で行い、集計結果は受託者へ提供、受託者は実施報告へ反映させること。） ・必要に応じ会場周辺に会場への案内サイン設置等行うこと。 ・開催状況の写真画像・映像等をウェブサイトや記録誌に掲載することがあるため、参加者に対し撮影の許可を得ること。許可が得られない方の画像はフォルダを別にするなどして、公開に用いることがないようにするとともに、映像はカットすること。
⑤ 会場設営	<ul style="list-style-type: none"> ・会場設営（撤去・現状回復等含む）、受付の設置等 <ul style="list-style-type: none"> ・設営の際必要な資機材については、受託者が負担すること。 ・参加者が多く、会場周辺及び駐車場等整理が必要となる場合は、受託者が警備員等の手配を行い、それに係る費用についても負担すること。ただし、企画提案から大幅な変更がされた場合は、委託者（県を含む）・受託者と協議の上対応を決定することとする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・設営・撤去に際しては、安全確保を第一に実施すること。 ・開催期間中の展示作品の汚損、破損、盗難等の対応のため、立入禁止のサインやコーンバー等の設置など、十分なセキュリティ対策
⑥ 進行管理	<ul style="list-style-type: none"> ・会場管理業務（会場準備、アート体験プログラムの司会・進行、参加者受付等） ・進行台本・運営マニュアル等の作成。（原則10日前までに原案を作成し、その都度財団へ協議すること。）
⑦ 実施報告	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者数報告（参加者管理中の申込状況報告時（最終は実施日の翌週の水曜日まで）） ・開催内容（プログラム名、実施日時・場所・講師名 他プログラムの概要がわかる事項、アンケート結果、開催時の写真、広報記録等） [開催実施日語30日以内] ・写真データ、映像データ（Long版） [開催実施日後14日以内] ・映像データ（公開用） [開始実施日後30日以内]
⑧ その他業務	<ul style="list-style-type: none"> ・開催にあたり生じる必要な行政手続き（火気使用、危険物使用、著作物使用許可等） ・事故等発生した際は、関係機関及び財団（財団職員が監督している場合は除く）へ連絡すること。 ・アート体験プログラム実施に伴い、汚損、破損等が発生した場合は、受託者が責任をもって対応し、賠償を行う必要が生じた場合は受託者の負担で行うこと。 ・アンケートの実施（アンケートはプログラム終了後速やかに主催者へ渡し、主催者集計結果を上記⑦実施報告に反映するものとする。実施報告書への体裁は受託者が整えるものとする。） ・その他開催に必要な業務

(4) 広報業務

① 広報物作成業務

- ・年間リーフレットの作成・送付。デザイン確定後は速やかにデータ原稿（Adobe Illustrator形式、PDF形式、JPEG形式の各ファイル）を財団に収めること。（個別プログラムでのチラシ等作成の場合も同じ。）（実施主体に関わらず、アトラボぎふ関連プログラムを含む。）
 - ・個別プログラムの広報用チラシの作成・配布等（必要となった場合に限る。）
- ※仕様・デザイン・送付先・印刷部数については、ダイレクター及び財団と相談の上、決定・実行すること。

② メディアを活用した広報業務

- ・広く県民に対して、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、フリーペーパー及びインターネット等を活用し広報活動を実施することとし、以下の点を踏まえつつ、戦略的かつ継続的なメディア広報を展開すること。
 - ・「アトラボぎふONLINE」用ホームページを開設し、各講座の内容を発信し参加申込受付を行うとともに、講師の了承を得られる講座については映像アーカイブを配信するなど事後広報を含めた継続的な情報発信を行うこと。併せて、X（旧Twitter）、Facebook、Instagramにより随時情報を発信すること。
 - ・令和2～6年度事業内容のデータ（参加申込者等の個人情報を除く。）を令和6年度受託業者から引き継ぎ、令和7年度の「アトラボぎふONLINE」ホームページ上でもアーカイブとして閲覧を可能とすること。その際、ドメインは「artlabgifu-online.jp」とすることとし、必要に応じ、令和6年度受託業者からドメインの引継手続き及びDNSの設定変更を行うこと
 - ・本契約の完了により業務が終了する場合、令和8年度以降も「アトラボぎふONLINE」ホームページを円滑かつ支障なく運営できるように必要な措置を講じるとともに、令和7年度に開催した講座の記録（動画データ含む。参加申込者等の個人情報は除く。）等を含んで、令和8年度契約業者に移行する作業を支援すること。
 - ・パブリシティを活用した広報を展開し、事業の魅力発信を継続的に行うこと。

5 業務実施体制

- (1) 本業務委託を指揮する業務実施責任者1名、副責任者1名以上を配置すること。
- (2) 業務実施責任者及び副責任者は、ダイレクター及び財団との協議・連絡を密に行い業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。また、技術スタッフ、運営スタッフ等を十分指導して業務を実施させること。

(3) 運営体制を明記した組織図を作成し提出すること

6 事業費見積書の提出

- (1) 年間事業計画が概ね定まった段階で、事業費見積書を提出し、調整すること。その際、当初見積金額より事業費見積額が少ない場合、差額は下記(2)に充当することとするが、充実に満たない金額については減額の変更契約を行う。
- (2) 個別プログラム実施に際し、見積難かった事項等が生じた場合は、その都度見積書提出とともに事業実施について協議すること。
- (3) 上記(1)(2)を確認するため、全プログラム費用が見積できた段階で、最終見積書を提出すること。

7 感染症拡大防止対策

- (1) 感染症の状況によって、運営方法の見直し(オンライン開催含む)又は開催時期の延期若しくは中止とする場合がある。
- (2) 前号の場合において、契約金額を変更する必要があるときは、財団と受託者が協議のうえ、契約金額を変更することができる。

8 業務完了後の提出書類

- (1) アート体験プログラム毎の清算事業費(内訳込み)
各アート体験プログラム終了後30日以内
- (2) 全業務完了後の清算事業費
最終アート体験プログラム完了後40日以内

9 業務の適正な実施に関する事項

受託者は、以下(1)～(7)を遵守すること。

- (1) 受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、財団と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (3) 個人情報の保護について、次の規定を順守すること。
 - ①受託者が当業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、「公益財団法人岐阜県教育文化財団個人情報保護規程」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
 - ②受託者は、本委託業務を第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、「公益財団法人岐阜県教育文化財団個人情報保護規程」を遵守させなければならない。
- (4) 本委託業務における成果物(中間成果物を含む。)については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、他の目的に使用してはならない。委託契約終了後又は契約解除後においても同様とする。
- (5) 受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託契約終了後又は契約解除後においても同様とする。
- (6) 著作権に関する事項
 - ①本事業により新たに発生した著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、発注者に帰属することとし、発注者(発注者が指定する者を含む。)は受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できることとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等(以下「権利留保物」という。)については、受託者に留保するものとし、この場合、財団は権利留保物について独占的に使用できるものとする。
 - ②受託者は、本事業の成果物に第三者が権利を有する著作権等が含まれる場合は、当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこととする。
- (7) 肖像権等に関する事項
 - ①受託者は、本事業の実施にあたって、制作する画像等の被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないようにすること。
 - ②受託者は、本事業の実施にあたって、取材及び撮影等を行う場合、所有者等に取材及び撮影等の承諾を得た上で行い、所有権等の侵害が生じないようにすること。

10 著作権等の取扱

別紙「著作権等取扱特記事項」のとおりとする。

11 特許権等の使用

受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三

者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、財団が、その材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象となる旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかった場合は、財団は、受託者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

12 業務の継続が困難となった場合の措置

- (1) 契約書第14条の規定に基づき契約を解除することとなった場合、財団に生じた損害は受託者が賠償する。また、財団が本業務を別の者へ委託することとなった場合は、受託者は当事業が円滑に遂行できるよう財団の指示に基づき引継（下記（2）「なお」以降の事項を含む。）を行うこと。
- (2) 災害その他不可抗力等、財団及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できる。
なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

13 その他

- (1) 本仕様書等に明示なき事項及び本仕様書により難き事項については、その都度財団と協議の上進めること。
- (2) 実施計画の内容は協議により、追加、修正、削除することがある。
- (3) アート体験プログラム実施に際し、ダイレクターから直接依頼等発生することがある。その際、業務遂行に問題等生じる場合は財団と協議の上進めること。

著 作 権 等 取 扱 特 記 仕 様 書

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 印刷製本物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者に帰属する。
- 2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第2 印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 2 印刷製本物の作成のために受託者が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 一 写真
 - 二 映像
 - 三 ロゴ、イラスト
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を受託者に譲渡させるものとする。
- 一 受託者の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 受託者は、発注者に対し、印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材（以下「印刷製本物等」という。）が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 発注者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

- 第4 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供)

- 第5 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等の電子データが入った納入物（DVD等（光ディスク系媒体のみ可））を当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。
- 2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。
- 3 第1項の印刷製本物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に発注者に移転する。